

郡山市指名停止措置の公表に関する事務取扱要領

平成18年 9 月 29 日 制定

令和 4 年 10 月 31 日 最終改正

〔財務部契約検査課〕

(目的)

第 1 この要領は、郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年 4 月 24 日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月 1 日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月 1 日制定）（以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づいて指名停止措置を受けた者の公表に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(公表対象)

第 2 指名停止要綱により指名停止措置を受けた者とする。

(公表項目)

第 3 公表する項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者名
- (3) 所在地
- (4) 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第15項に規定する法人番号をいう。）
- (5) 指名停止措置年月日
- (6) 指名停止期間
- (7) 指名停止理由
- (8) 指名停止等措置要綱の適用条項

(公表時期)

第 4 公表の時期は、指名停止措置を決定した後速やかに公表するものとする。

(公表方法)

第 5 公表は、公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

2 閲覧は、財務部契約検査課に設置する閲覧所及び政策開発部広聴広報課市政情報センターにおいて書面により閲覧に供する方法並びに郡山市ウェブサイトに掲載する方法（第 1 号様式）により行うものとする。

3 書面による閲覧の時間は、郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(公表期間)

第 6 公表期間は、指名停止期間満了までとする。

(補則)

第 7 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

第1号様式

指 名 停 止 措 置 一 覧 表

業種

番号	措置年月日	商号又は名称	代表者名	所在地	指名停止期間	指名停止理由	適用条項
					年 月 日～ 年 月 日 (週・月)		
					年 月 日～ 年 月 日 (週・月)		
					年 月 日～ 年 月 日 (週・月)		
					年 月 日～ 年 月 日 (週・月)		
					年 月 日～ 年 月 日 (週・月)		
					年 月 日～ 年 月 日 (週・月)		
					年 月 日～ 年 月 日 (週・月)		

※一覧表に掲載する指名停止の措置は本市が定める指名停止要綱に基づき行うものです。

※この公表は、指名停止期間満了の日まで掲載しております。

※番号は、各年度の通し番号であり、最初の数字は年度を表しております。